

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大木 哲

大和市規則第22号

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「次号の住宅改修費を除く」を「別に定める仕様を満たすものに限る」に改め、同条第2号中「居宅生活動作補助用具」の次に「（前号の用具を除く。）」を加える。

第3条第1項第2号中「者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢の障害が2級以上の者）」を「もの」に改め、「あるもの」の次に「（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢の障害が2級以上の者又は難病患者等であって、上肢に障がいのあるもの）」を加える。

別表第1情報・意思疎通支援用具、視覚障がい者用拡大読書器の項の次に次のように加える。

視覚障がい者 用地デジ対応 ラジオ	29,000円	視覚障害者2級以上の者	6年
-------------------------	---------	-------------	----

別表第1排せつ管理支援用具の項品目の欄中「ストマ用装具（蓄便袋）」を「ストーマ装具（消化器系）」に、「ストマ用装具（蓄尿袋）」を「ストーマ装具（尿路系）」に、「ストマ用装具（紙おむつ）」を「紙おむつ」に改め、同項対象者の欄中「ストマ」を「ストーマ」に、「ストマ用装具」を「ストーマ装具」に改め、同表住宅改修費の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。